

平成21年5月22日（金）
医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室
室長補佐：岡村（内線）2717
管理係長：近藤（内線）2718
（直通）03-3595-2400

C型肝炎訴訟の和解について

本日、名古屋地方裁判所において、下記のとおり和解が成立しましたので、お知らせします。

平成20年1月以降、同地裁に係属している原告（患者数13人）についての和解。製剤の内訳は以下のとおり。

フィブリノゲン製剤	11人
第Ⅸ因子製剤（PPSB）	2人

上記の症状は、肝硬変1人、慢性肝炎9人、無症候性キャリア3人である。

（参考）

○和解等成立人数^{※1} 1009人

○新規提訴等人数^{※2} 1407人（5月21日現在）

※1「和解等成立人数」は、今回の和解成立者は含まず、これまでに和解が成立した人数（患者数）である。また、調停が成立した3人を含む。

※2「新規提訴等人数」は、救済法施行後に提訴等し、訴状等が国に送達された人数（患者数）である。このうち、801人は既に和解等が成立している。